

議案第14号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)			改正前(旧)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
執行機関	附属機関	担当事務	執行機関	附属機関	担当事務
市長	(略)		市長	(略)	
	大田原市那須与一伝承館 運営懇談会	(略)		大田原市那須与一伝承館 運営懇談会	(略)
	大田原市史編さん委員会	市史編さんに関する事務		(新設)	
	大田原市なす風土記の丘	なす風土記の丘湯津上資料		(新設)	

	<u>湯津上資料館運営懇談会</u>	館の運営に関する事務
	<u>大田原市文化財保存活用地域計画協議会</u>	文化財保存活用地域計画の作成等に関する事務
	(略)	
	<u>大田原市社会資本総合整備計画事業評価委員会</u>	(略)
	<u>大田原市都市計画マスタープラン策定委員会</u>	都市計画マスタープランの策定に関する事務
	<u>大田原市立地適正化計画策定委員会</u>	立地適正化計画の策定に関する事務
	(略)	
	<u>大田原市母子保健連絡協議会</u>	(略)
	<u>大田原市健康増進推進委員会</u>	健康増進計画の策定並びに評価及び見直しに関する事務
	(略)	
教育委員会	(略)	
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	

	(新設)	
	(略)	
	<u>大田原市社会資本総合整備計画事業評価委員会</u>	(略)
	(新設)	
	(新設)	
	(略)	
	<u>大田原市母子保健連絡協議会</u>	(略)
	(新設)	
	(略)	
教育委員会	(略)	
	<u>大田原市史編さん委員会</u>	市史編さんに関する事務
	<u>大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会</u>	大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営に関する事務
	<u>大田原市文化財保存活用地域計画協議会</u>	文化財保存活用地域計画の作成等に関する事務

(略)	(略)
-----	-----

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）	
(委任)		(規則への委任)	
第4条 この条例の <u>施行</u> に関し必要な事項は、規則で定める。 別表（第2条関係）		第4条 この条例の <u>実施</u> に関し必要な事項は、規則で定める。 別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
(略)		(略)	
母子保健連絡協議会委員	(略)	母子保健連絡協議会委員	(略)
健康増進推進委員会委員	日額 6,400円	(新設)	
(略)		(略)	
社会資本総合整備計画事業評価委員会委員	(略)	社会資本総合整備計画事業評価委員会委員	(略)
都市計画マスタープラン策定委員会委員	弁護士及び大学教授等 その他	(新設)	
	日額 15,000円 日額 6,400円	(新設)	
立地適正化計画策定委員会委員	弁護士及び大学教授等 その他	(新設)	
	日額 15,000円 日額 6,400円	(略)	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。